

東三河支部

7月例会「法令講習会」開催

東三河支部（松井忠博支部長）は、7月27日（水）午後3時から、豊橋商工会議所 508会議室（豊橋市花田町）で会員33名出席のもと、産業廃棄物適正処理についての講習会が開催されました。

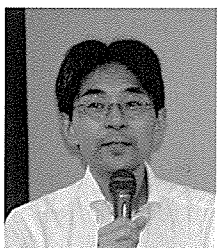
例会は山田達也委員の司会進行で始まり、開会の辞で竹内臨通夫副支部長から、例会参加者の方へお礼の言葉と、当日の講習内容、タイムスケジュールについて説明がありました。松井支部長からは「我々廃棄物を取り扱う業者は、まずは適正に処理をすることが業界の義務であり、そのためには法令遵守が原則です。しかし廃棄物を取り巻く法律は日々変化しております。また近いうちに大きな法改正があると聞いており、全産連では廃棄物処理法の見直しの要望書を、環境省に提出しました。実はこの企画の中心に、当協会会長の永井氏が委員長として尽力をされています。我々愛知の協会員は十分に法律を理解し、産廃の適正処理を遵守するべく、会員の皆様方の意識向上を目的として、法令講習会を開催いたしました。」と述べました。



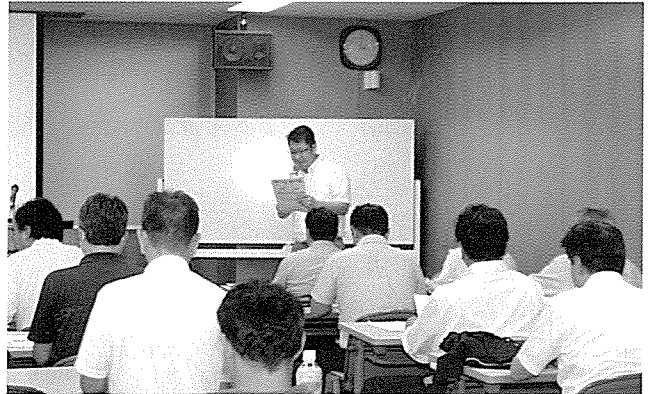
開会挨拶をする
松井支部長

次に筒井宏一中間処理委員長より講習内容の主旨を説明後、例会講師の愛知県環境部 資源循環推進課 産業廃棄物グループ 主査 中根知康氏、東三河総局県民環境部 環境保全課 主事 油井美沙子氏、及び来賓の東三河総局県民環境部 環境保全課 主幹 森 八朗氏らの紹介がありました。

はじめに「産業廃棄物処理業の許可について」と題して、中根主査から講義がありました。内容は ①産業廃棄物の処理状況 ②収集運搬業許可の合理化 ③先行許可証制度 ④優良業者認定制度 ⑤講習会修了証の取扱いについて解説がありました。冒頭①では、愛知県にお



講師の愛知県環境部
中根主査



いて不要物発生量1,947万tに対して、1,561万tが資源化（80%）されており、年々資源化傾向が進み（平成25年度実績）、廃棄物発生量は平成20年度から減少傾向にあり、また最終処分量における残存容量は近年減少傾向にあるとのことでした。

収集運搬業許可の合理化では、一つの政令市の区域を越えて業を行う許可に関する事務は、当該政令市を管轄する都道府県知事の事務となるそうです。

次に「産業廃棄物の適正処理について」と題して、油井主事から講義がありました。内容は ①産業廃棄物と一般廃棄物 ②産業廃棄物の種類 ③産業廃棄物・一般廃棄物の判断フロー ④不適正事案 ⑤実際にあった相談事例 ⑥事業計画作成時の注意点 ⑦まとめ について解説がありました。



講師の東三河総局
県民環境部 油井主事

最後に不適正処理を防ぐには、処理業者の方が正しい知識を身につけ法令遵守すること、排出事業者の方が排出者責任について正しく理解すること、が大切であると訴えられました。また取引業者の方にも、知らずに不適正処理を行わないようご注意くださいとお願いし、と講義を閉めました。

質疑応答では参加者の方より、廃棄物について日常疑問に感じていたいくつかの質問があり、講師より分かりやすい回答説明がありました。その後、鬼頭秀幸副支部長の閉会の辞にて終了しました。